

## 事業の透明性

### 事業評価

#### 事業の改善と説明責任を果たすために

JICAは、「計画(Plan)→実施(Do)→成果確認(Check)→改善(Action)→計画(Plan)」という連のPDCAサイクルを回しながら、事業を実施しています。「事業評価」ではこのPDCAサイクルに沿って、事業の改善と国民への説明責任

を果たすことの2点を目的として、実施した事業の評価や複数事業の総合的・横断的な評価・分析などを行っています[→下図を参照ください]。

成果の確認段階である「事後評価」では、スキームや評価主体の違いにかかわらず、基本的な枠組みを共通にすることで、総合的な評価と評価結果の活用を目指しています。具体的には、①経済協力開発機構/開発援助委員会(OECD DAC)による国際的なODA評価の視点である「DAC評価基準」に準拠した評価、②レーティング制度を活用した統一的な評価結果の公表、を実施しています。

#### 約10年ぶりに評価基準を改定

DAC評価基準は2015年の持続可能な開発目標(SDGs)



### JICAの新しい評価基準の定義

基準名	定義
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援実施の妥当性(当該国の開発計画、開発ニーズ/社会のニーズ/対象地域の受益者層)</li> <li>「受益者」に着目し、弱者への配慮や公平性を踏まえて事業が形成されているか。事業実施期間中に状況の変化が生じた際にも、常に妥当性を確保し続けるべく適切な調整を行ったか</li> <li>事業計画、アプローチのロジックの適切性</li> </ul>
整合性(新)	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本政府・JICAの開発協力方針との整合性</li> <li>JICAの他事業(技術協力・有償/無償資金協力など)との具体的な相乗効果・相互連関</li> <li>日本の他事業、他の援助機関などによる支援と適切に相互補完・調和・協調、国際的な枠組み(SDGsなど国際目標やイニシアティブ)・国際的な規範や基準と整合し、具体的に取り組みや期待される成果が示されているか</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>期待された事業の効果の、目標年次における目標水準の達成度(施設、機材の活用を含む)。その際、受益者間において達成度や結果に違いがあるか否か</li> </ul>
インパクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>正負の間接的・長期的効果の実現状況(社会システムや規範、人々の幸福、人権、ジェンダーの平等、環境社会配慮)</li> </ul>
効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の投入計画や、事業期間・事業費の計画と実績の比較</li> </ul>
持続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業によって発現した効果の持続性的の見通し</li> <li>組織・体制面(組織の体制/人材)、技術面、財務面(運営・維持管理予算確保の現状)、環境社会面、リスクへの対応、運営維持管理の状況</li> </ul>

採択を契機に見直しが始まり、2019年に改定されました。JICAでもDAC新評価基準に準拠した評価基準の見直しを約10年ぶりに行い、2021年度に評価を開始した案件から新評価基準を適用しています【→P.64表を参照ください】。

新評価基準では、新しい基準として「整合性」(開発援助方針や、JICA内外の他の事業、国際的な枠組みとの適合性)を追加し、他機関連携・シナジーのさらなる創出を目指しました。

また、既存の5つの評価基準にも、SDGsの理念を反映しました。「妥当性」では、「受益者(Beneficiary)」の視点を追加し、弱者への配慮や公平性を踏まえた事業形成がなされているかを確認します。また「有効性」では、対象グループによる裨益の程度と結果の差異に着目し、受益者間の格差や公平性の観点からも開発効果の裨益を

確認します。「インパクト」では、人権や人々の幸福(Human Wellbeing)を、また「持続性」では、将来的に起こり得るリスクへの対応の視点を追加。そのほか、より良い教訓を抽出し、事業へ活用するため、事業実施中の環境変化への適時・適切な対応・判断や、開発効果を高めるために有効なアイデアの有無も評価の視点に加えしました。

今回の評価基準の改定を通じて、各事業レベルの成果・インパクトにSDGsの理念が反映されることに加え、整合性の視点を追加したことで、より戦略的な案件形成・事業実施の促進が期待されます。

関連情報

JICAウェブサイト — 事業評価年次報告書  
 事業評価案件検索

業績評価

目標・計画策定と  
 業務実績評価の枠組み

JICAは「独立行政法人通則法」に則り、5年間の中期計画と各年度の年度計画に基づき業務を実施しています【→P.12を参照ください】。

そのうえでJICAは各計画の達成状況に関する実績を自己評価し、主務大臣(外務大臣等)に提出します。主務大臣はJICAの実績を評価し、その結果を公表します。

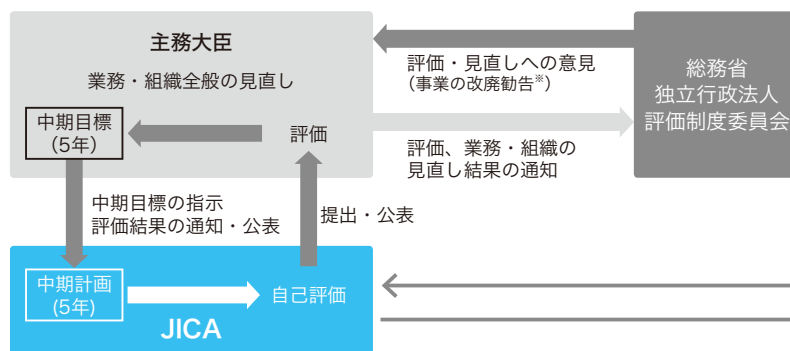
第4期中期計画の4年目に当たる2020年度の業務実績については、主務大臣より「中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる(総合評定：A)」と評価されました。

関連情報

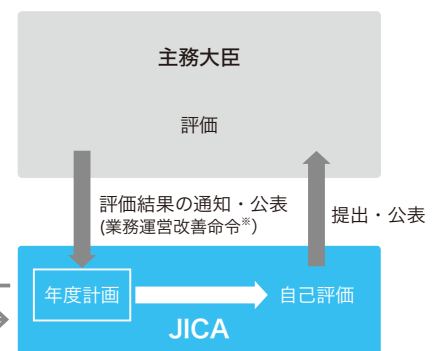
JICAウェブサイト — 中期計画・年度計画  
 業務実績等報告書  
 外務省ウェブサイト — JICAの業務実績評価

JICAの業務運営と業績評価の枠組み

中期(5年)の計画・評価サイクル



年度の計画・評価サイクル



※ 主務大臣評価の結果、事業の改廃勧告や業務運営改善命令がなされることがあります。